



下呂市事業承継支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 6 月 29 日

下呂市長 山 内 登



令和 8 年下呂市告示第 190 号

下呂市事業承継支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、下呂市における地域産業の持続的な発展及び雇用の維持を図るため、中小企業者等の円滑な事業承継を促進し、承継者による経営継続を支援することを目的に、予算の範囲内において下呂市事業承継支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、下呂市補助金等交付規則（平成 16 年下呂市規則第 45 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者及び同条第 5 項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 被承継者 事業を引き継がせる中小企業者等をいう。
- (3) 承継者 事業を引き継ぐ個人又は法人をいう。
- (4) 親族 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 725 条に規定する親族をいう。
- (5) 事業承継 中小企業者等がその親族又はその役員（業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者をいう。）、使用人その他の従業員若しくは構成員又は第三者にその事業を引き継ぎ、承継者が当該事業を開始することをいう。
- (6) M&A 企業の既存の経営資源を活用することを目的として、株式譲渡、事業譲渡その他の方法により経営権を移転する取引（資本又は資産の取引を伴わない業務提携を除く。）をいう。
- (7) 業種転換 被承継者が営んできた事業と日本標準産業分類の大分類が異なる業種で事業承継することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の要件を満たす被承継者又は承継者とする。

- (1) 市内で5年以上事業を営んでいる被承継者
- (2) 3年以上継続して承継した事業を営むことができると見込まれる承継者
- (3) 国、県及び市から同様の事業に対し補助金等の交付を受けていない被承継者又は承継者
- (4) 市税（法人にあっては、代表者本人の市税を含む。）を完納している被承継者又は承継者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営む者
- (2) 下呂市暴力団排除条例（平成24年下呂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団
- (3) 下呂市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的非難されるべき関係を有している者
- (5) 法人にあっては、大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している者
- (6) 法人にあっては、役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している者（補助対象事業等）

第4条 補助金の交付の対象となる事業、経費、区分及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する事業は、交付決定後に着手するものとする。ただし、同項に規定する施設改修等事業にあっては、被承継者が作成する事業承継計画書に定める計画期間内に実施するものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、下呂市事業承継支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、下呂市事業承継支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（変更交付申請）

第7条 前条に規定する交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該申請に係る事業に変更が生じるときは、下呂市事業承継支援事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（変更交付決定）

第8条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金の交付を決定したときは、下呂市事業承継支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）によ

り補助事業者に対し通知するものとする。

(実績報告等)

第9条 補助事業者は、事業完了後30日以内又は補助事業実施年度の3月末日のいずれか早い日までに、下呂市事業承継支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による実績報告を受けたときは、内容の審査及び必要に応じて現地調査等により検査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、下呂市事業承継支援事業補助金額確定通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、下呂市事業承継支援事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

3 補助金の交付回数は、同一の補助事業者については、1回とする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 補助事業者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 施設改修等事業において、承継者が交付決定から3年を経過するまでの間に、事業を譲渡、休止又は廃業したとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、市長が補助金の交付をすることが適当でないと認めたとき。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年6月29日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

申請者	補助対象事業	補助対象経費	事業区分	補助金の額
被承継者	専門家活用事業	専門的助言・コンサルティングに係る経費、事業承継計画書作成に係る経費、広告宣伝費（事業承継の告知、広告掲載費用等）	通常枠	補助対象経費の1/2以内の額（補助限度額50万円）
			M&A・業種 転換枠	補助対象経費の2/3以内の額（補助限度額100万円）
承継者	施設改修等事業	事業所の新築・改修費用、設備の整備・更新に係る経費、物品の搬出・搬入・処分費用、登記費用・資格免許等の取得費用、広告宣伝費（事業承継の告知、広告掲載費用等）	通常枠	補助対象経費の1/2以内の額（補助限度額100万円）
			M&A・業種 転換枠	補助対象経費の2/3以内の額（補助限度額500万円）

年 月 日

下呂市長 様

所在地

法人名称

代表者氏名

（個人にあっては、住所及び氏名）

下呂市事業承継支援事業補助金交付申請書

次のとおり下呂市事業承継支援事業補助金の交付を受けたいので、下呂市事業承継支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|---|-------------------|----------------------------------|------------------------------------|
| 1 | 補助事業（該当する項目にチェック） | ☐ 専門家活用事業 | ☐ 施設改修等事業 |
| 2 | 事業区分（該当する項目にチェック） | ☐ 通常枠 | ☐ M&A・業種転換枠 |
| 3 | 実施期間 | 年 月 日 | ～ 年 月 日 |
| 4 | 補助対象経費の額 | | 円 |
| 5 | 補助金交付申請額 | | 円 |

第 号
年 月 日

様

下呂市長

（公印省略）

下呂市事業承継支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、
下呂市事業承継支援事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 交付決定額

円

2 交付条件

- （1） この補助金等は、下呂市補助金等交付規則及び下呂市事業承継支援事業補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- （2） 事業等に着手した場合において、市長の指示があったときは、直ちに補助事業等着手届を提出してください。
- （3） 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、直ちに市長の承認又は指示を受けなければなりません。
 - ア 内容を変更するとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止するとき。
 - ウ 予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
- （4） 補助事業等が完了したときは、速やかに実績報告書、収支決算書等を提出してください。
- （5） 市長が必要であると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をさせます。
- （6） 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- （7） 下呂市補助金等交付規則及び下呂市事業承継支援事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

年 月 日

下呂市長 様

所在地

法人名称

代表者氏名

（個人にあつては、住所及び氏名）

下呂市事業承継支援事業補助金変更交付申請書

年月日付け 第 号 により補助金の交付決定を受けた補助事業等について、次のとおり補助金の変更交付を受けたいので、下呂市事業承継支援事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 補助事業（該当する項目にチェック） ☐ 専門家活用事業 ☐ 施設改修等事業
- 3 事業区分（該当する項目にチェック） ☐ 通常枠 ☐ M&A・業種転換枠
- 4 実施予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 補助対象経費の額 円
- 6 補助金交付申請額 円

第 号
年 月 日

様

下呂市長

（公印省略）

下呂市事業承継支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、
下呂市事業承継支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 交付決定額

円

2 交付条件

- （1） この補助金等は、下呂市補助金等交付規則及び下呂市事業承継支援事業補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- （2） 事業等に着手した場合において、市長の指示があったときは、直ちに補助事業等着手届を提出してください。
- （3） 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、直ちに市長の承認又は指示を受けなければなりません。
 - ア 内容を変更するとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。
 - イ 補助事業等を中止し、又は廃止するとき。
 - ウ 予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
- （4） 補助事業等が完了したときは、速やかに実績報告書、収支決算書等を提出してください。
- （5） 市長が必要であると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をさせます。
- （6） 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- （7） 下呂市補助金等交付規則及び下呂市事業承継支援事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

年 月 日

下呂市長 様

所在地

法人名称

代表者氏名

（個人にあつては、住所及び氏名）

下呂市事業承継支援事業補助金実績報告書

年月日付け 第 号 により補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり下呂市事業承継支援事業補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて、実績報告します。

記

- 1 補助金額 円
- 2 補助事業（該当する項目にチェック） ☐ 専門家活用事業 ☐ 施設改修等事業
- 3 事業区分（該当する項目にチェック） ☐ 通常枠 ☐ M&A・業種転換枠
- 4 実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 補助対象経費の額 円
- 6 補助金交付申請額 円

第 号
年 月 日

様

下呂市長

（公印省略）

下呂市事業承継支援事業補助金額確定通知書

年月日付けで申請のあった補助金の交付額については、次のとおり確定したので、下呂市事業承継支援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 交付確定額

円

2 交付条件

- （1） この補助金は、下呂市補助金等交付規則及び下呂市事業承継支援事業補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- （2） 市長が必要であると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をさせます。
- （3） 下呂市補助金等交付規則及び下呂市事業承継支援事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

年 月 日

下呂市長 様

所在地
法人名称
代表者氏名
(個人にあつては、住所及び氏名)

下呂市事業承継支援事業補助金交付請求書

年月日付け 第 号 により補助金の交付決定を受けた補助事業等について、次の
とおり下呂市事業承継支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により請求します。

1 請求額

2 振込先

口座名義人		フリガナ										
		氏名										
金融機関 (ゆうちょ銀行以外)		店名		種別	口 座 番 号							
	銀 行 金 庫 農業協同組合 信用組合	本 店 支 店 支 所 出張所		1 普通 2 当座								
ゆうちょ銀行		通帳記号			通帳番号							
		1				0						

※番号は右づめで記入してください。

